

新型コロナウイルス感染症対策緩和一覧

20230510リスク管理室

既に緩和して良いもの (3/23通知済)

事案	緩和概要	備考
LMS・サイボウズへの体温入力	体温入力不要。ただし、体調管理は引き続き実施し、体調不良時には登校・出勤を控えガイドラインに基づいた適切な対応をすること。	3/8運営会議にて承認済
マスクの着用	授業中も含め、学生・教職員共に任意	国の方針により3/13以降緩和されている

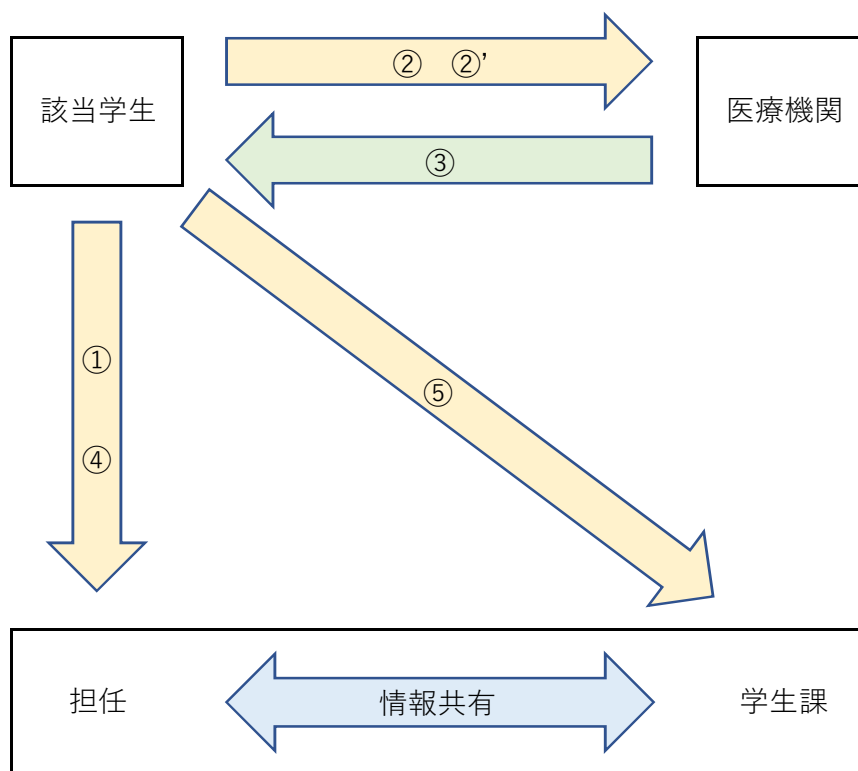
令和5年4月1日より緩和したこと (3/23通知済)

事案	緩和概要	備考
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	第8版を公開（緩和した部分を見え消しで表示）	5/8以降の対応は、再度検討予定
初期対応フローチャート	一部修正	5/8以降の対応は、再度検討予定
活動方針レベル対応表	一部修正	5/8以降の対応は、再度検討予定
ホームページでの感染者数公開	廃止	文科省の方針により、感染者数の把握は続行（感染時、本校への報告は必要）
外来者受付・体温測定	廃止	来校者受付票 廃止 Formsによる来校者の事前報告 廃止
受付・机上等パーテーションの設置	設置不要（必要に応じ設置しても良い）	
消毒液の設置	設置不要（必要に応じ設置しても良い）	教室：原則撤去 寮：玄関は撤去 食堂は設置継続
入退館簿による利用者管理（図書館など）	対応不要	
各所の消毒	対応不要	図書館図書の消毒も併せて不要
校内食堂の営業	定食の再開。弁当営業は廃止。 座席数の減、パーテーションを設置して営業。	

令和5年5月8日より緩和すること (4/28通知済) ※赤字部分は5/12追加通知

検討事項	緩和概要	
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	廃止	
初期対応フローチャート	廃止（ただし、感染時の取扱いについてまとめた感染症フロー「感染症に罹患の疑いがある場合の手続きの流れ」を別途公開）	
活動方針レベル対応表	廃止	
感染時の学校への報告義務	季節性インフルエンザと同様（欠席連絡は必要だが、担任等がリスク管理室会議等に報告する必要はない）	
遠隔／ハイブリッド授業 の実施	出席停止（公欠）学生のみに対するオンライン授業は原則実施しない	※やむを得ない事情により学生が強く希望し、担当教員が療養に支障がなく実施可能と認めた場合はオンライン授業実施を妨げないが、あくまでも出席停止の扱いであり、出席扱いとなるわけではない
学級閉鎖の基準	学級内に10名以上の感染者が同時に発生した場合、学級閉鎖	
出席停止（公欠）の基準	発症した日を0日目として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
感染拡大防止に関する教職員の職務専念義務免除（本部事務連絡による臨時措置）	廃止（教職員に対し5/9通知済）	
校内食堂の営業	座席数減、パーテーション設置を廃止	

感染症に罹患の疑いがある場合の手続きの流れ（学生用）



①	該当学生は、担任に対し感染症に罹患した疑いがある旨伝える
②	当該学生は、医療機関を受診する
②'	【寮生の場合】 当該学生は、寮務係に対し感染症に罹患した疑いがある旨伝える → 寮務係から保護者に迎えを依頼し、その後保護者の付き添いにより医療機関を受診する（緊急時は、学寮関係者の付き添いで医療機関を受診することがある）
③	医療機関は、当該学生に診断結果を伝える（必要に応じて診断書を発行）
④	該当学生は、担任に診断結果を伝える
⑤	該当学生は、感染症と診断されなかった場合、医療機関の受診に要した時間について「派遣承認願」に事由等を記入し提出する【提出先：学生課】 感染症と診断された場合、最初の受診から治癒までの日数は修学上の配慮（公欠）が適用されるため、「欠席届」に事由等を記入し提出する【提出先：学生課】

※学校保健安全法施行規則第18条に定める「学校において予防すべき感染症」等に感染した場合に、上記に従って手続きを行う

学校保健安全法施行規則

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333M50000080018>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114>

学校感染症(第二種・第三種)の診断書及び証明書

学校名 岐阜工業高等専門学校

第 学年 学科 氏名

1.上記の者について、次の病気(○印)と診断しました。

2.上記の者について、次の病気により 年 月 日から 年 月 日(日間)まで出席を停止したことを認めます。

種類	○印	病 名	出席停止期間の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第二種		インフルエンザ(H5N1を除く) (型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
		結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種		コレラ	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症 ()	

(注)「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症などをいいます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印